

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 14

処 分 名	市の権限に係る県指定史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可等	
処 分 の 概 要	市が処理する県指定史跡名勝天然記念物の現状変更等を許可する。	
根 拠 法 令 名	愛媛県文化財保護条例(昭和32年愛媛県条例第11号)	
条 項	第42条第1項	
所 管 課	文化財課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		10日
標準処理期間	計	10日
審査基準	<p>H12.4.28付 序保記第226号 文化庁次長通知 I (2)に準じ、これらの規定に該当しないことを基準とする。</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>○愛媛県文化財保護条例</p> <p>(現状変更等の制限)</p> <p>第42条 県指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、教育委員会規則の定める範囲の維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、この限りでない。</p> <p>(市が処理する事務)</p> <p>第43条の7 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。)</p> <p>第55条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務(この条例の施行のための教育委員会規則に基づく事務を含む。)は、市が処理することとする。ただし、第1号アからケまで及びサに掲げる現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)並びに第2号に規定する現状変更等が市の区域内において行われる場合並びに第1号コに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の区域内に存する場合に限る。</p> <p>(1) 次に掲げる現状変更等(アからクまでに掲げるものにあつては、県指定史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。)に係る第42条第1項の規定に基づく許可(同条第2項において準用する第20条第2項の規定に基づく指示を含む。)並びに第42条第2項において準用する第20条第3項の規定に基づく命令及び許可の取消しに関する事務</p> <p>ア 小規模建築物(階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が120平方メートル以下のものをいう。イにおいて同じ。)で2年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築</p> <p>イ 小規模建築物の新築、増築又は改築(増築又は改築にあつては、建築の日から50年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。)であつて、指定に係る地域の面積が150ヘクタール以上である県指定史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの</p> <p>ウ 工作物の設置若しくは改修(改修にあつては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)</p> <p>エ 第40条に規定する県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修</p> <p>オ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修</p> <p>カ 建築物等の除却</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

- キ 木竹の伐採(愛媛県指定名勝又は愛媛県指定天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。)
- ク 県指定史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取
- ケ 愛媛県指定天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取
- コ 愛媛県指定天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け
- サ 愛媛県指定天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの(現に繁殖のために使用されているものを除く。)の除却

○平成12年4月28日 庁保記第226号 都道府県教育長宛文化庁次長通知

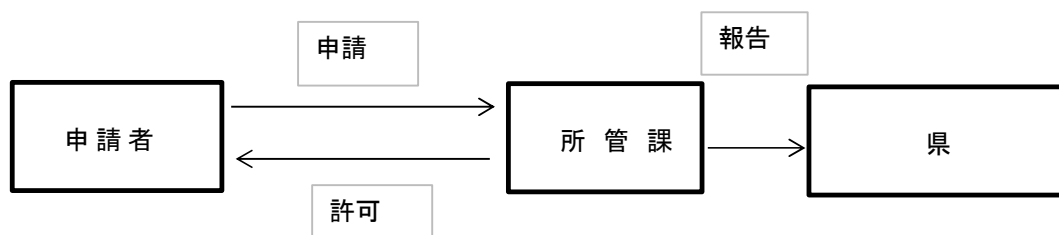
文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準について

I 共通事項

(2) 次の場合には、当該現状変更等の許可をすることができない。

- ① 史跡名勝天然記念物の適切な保存管理のために策定された「保存管理計画」に定められた保存管理の基準に反する場合
- ② 史跡名勝天然記念物の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合
- ③ 史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合
- ④ 地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。